

○泉南市学校施設検討委員会規則

平成27年9月30日教育委員会規則第4号
令和5年5月19日教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例（昭和46年泉南市条例第11号）第3条の規定に基づき、泉南市学校施設検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備に関すること。
- (2) 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保に関すること。
- (3) 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備に関すること。
- (4) その他学校施設の整備に関すること。

(構成)

第3条 検討委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) PTA代表
- (3) 学校長代表
- (4) 市職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、検討すべき事項の審議が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数の出席を持って成立するものとする。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初に行われる検討委員会の会議の招集及び委員長が決定されるまでの検討委員会の会議の議長は、教育長が行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。